

**改正**

平成27年12月9日条例第32号

平成30年3月23日条例第7号

令和2年10月16日条例第21号

令和5年12月13日条例第30号

令和8年3月23日条例第7号

千代田区旅館業法の施行等に関する条例

(目的)

**第1条** この条例は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）の規定に基づき必要な事項を定めるとともに、宿泊者の安全・安心の確保及び周辺住民の安全で快適な生活環境の維持を図ることを目的とする。

(用語)

**第2条** この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(区の責務)

第2条の2 千代田区（次項において「区」という。）は、第1条の目的を達成するため、旅館業の適正な運営の確保に関する施策を策定し、これを実施しなければならない。

2 区は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、警察、消防その他の関係機関と連携するものとする。

(営業者の責務)

第2条の3 営業者は、その事業の実施に当たり、安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例（平成14年千代田区条例第53号）の規定に基づき、安全で快適なまちの実現に努めなければならない。

(宿泊者の責務)

第2条の4 宿泊者は、旅館業の施設を利用するに当たっては、施設の周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼさないようにしなければならない。

(社会教育施設等)

**第3条** 法第3条第3項第3号に規定する施設は、次のとおりとする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第134条第1項に規定する各種学校で、その教育課程が

同法第1条に規定する学校（大学を除く。）の教育課程に相当するもの

(2) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館

(3) 前2号に掲げる施設のほか、博物館、公園、スポーツ施設その他これらに類する施設のうち、主として児童の利用に供されるもの又は多数の児童の利用に供されるもので、特に千代田区長（以下「区長」という。）が必要と認めて指定するもの

2 区長は、前項第3号の規定により施設を指定するときは、告示によりこれをしなければならない。

（意見を求める者）

**第4条** 法第3条第4項の条例で定める者は、次のとおりとする。

(1) 前条第1項各号の施設（以下この条において「条例施設」という。）が国の設置するものであるときは、当該施設の長

(2) 条例施設が地方公共団体の設置するものであるときは、当該施設を所管する地方公共団体の長又は教育委員会

(3) 条例施設が国及び地方公共団体以外の者の設置するものであるときは、当該施設を監督する行政庁

(4) 前号の条例施設について、監督する行政庁がないときは、区長  
（宿泊者の衛生に必要な措置の基準）

**第5条** 法第4条第2項の措置の基準は、次のとおりとする。

(1) 旅館業の施設の換気については、次に定めるもののほか、千代田区規則（以下「区規則」という。）で定める措置を講ずること。

ア 換気のために設けられた開口部を常に開放しておくこと。

イ 客室には、外気に面する換気口又はダクトを通じて直接外気を供給すること。

(2) 旅館業の施設の採光及び照明は、区規則で定める照度以上を有するようにすること。

(3) 旅館業の施設の防湿については、排水設備の水流を常に良好にし、雨水及び汚水の排水に支障のないようにしておくほか、区規則で定める措置を講ずること。

(4) 旅館業の施設は、客室、応接室、食堂、調理場、配ぜん室、玄関、浴室、脱衣室、洗面所、便所、廊下、階段等を常に清潔にしておくほか、区規則で定める衛生に必要な措置を講ずること。

(5) 旅館業の施設は、受動喫煙の防止のため、区規則で定める措置を講ずること。

(6) 旅館業の施設には、営業時間中に営業従事者を常駐させること。

- (7) 前各号に掲げるもののほか宿泊者の衛生のため、客室の定員の設定、感染症対策その他の区規則で定める必要な措置を講ずること。

(宿泊を拒むことができる事由)

**第6条** 法第5条第1項第4号の条例で定める事由は、次のとおりとする。

- (1) 宿泊しようとする者が、泥酔者等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (2) 宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(営業者の遵守事項)

**第7条** 営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 客室の入口には、室番号又は室名を表示しておくこと。
- (2) 宿泊者が客室の定員及び宿泊料についての情報を容易に得られる措置を講ずること。
- (3) 旅館業の施設には、営業従事者名簿を備え付け、区規則で定める事項を記載しておくこと。
- (4) 公衆衛生の維持に支障を及ぼすおそれのある騒音、臭気等の発生を防止すること。

(旅館業の施設の構造設備の基準)

**第8条** 旅館業の施設は、玄関、玄関帳場、客室その他宿泊者等の用途に供する施設を一体的に管理することができ、かつ住居その他の施設とに区画され、これらが混在していない構造であるものとする。

(旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準)

**第9条** 旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「政令」という。）第1条第1項第8号の条例で定める旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 宿泊者の利用しやすい位置に、受付等の事務に適した広さを有する玄関帳場を設置すること。
- (2) 宿泊定員及び利用形態に応じた適当な広さのロビーを有すること。
- (3) 調理場及び食堂を設ける場合は、次の基準によること。

ア 調理場

- (ア) 壁、板その他適当な物により、他の部屋等から区画されていること。
- (イ) 宿泊者に食事を供給するのに支障のない広さを有すること。
- (ウ) 出入口、窓その他開閉する箇所には防虫設備を、排水口には防臭設備を設けること。
- (エ) 十分な能力の換気設備を有すること。

イ 食堂 利用形態に応じた適当な広さを有すること。

(4) 客室は、次の基準によること。

ア 1客室の区規則で定める構造部分の合計床面積は、政令第1条第1項第1号に規定する面積以上とすること。この場合において、押入等の収納設備の水平投影面積は、当該合計床面積に算入しない。

イ 客室は、窓からの採光が十分に得られる構造であること。

ウ 寝台を置かない客室にあっては、寝具を収納するための押入等の収納設備を設けてあること。

(5) 宿泊者を宿泊させるために十分な数量の寝具類を有すること。

(6) 寝具類の収納設備は、寝具類の数量に応じた十分な広さを有するほか、区規則で定める基準によること。

(7) 浴室は、区規則で定める基準によること。

(8) 客室にガス設備を設ける場合には、次の基準によること。

ア 専用の元栓を有すること。

イ ガス管は、耐食性を有し、ガスの供給が容易に中断されないものであり、かつ、容易に取り外すことができないように接続されていること。

(9) 便所は、次の基準によること。

ア 防虫及び防臭の設備並びに手洗設備を有すること。

イ 共同便所の基準は、次のとおりとする。

(ア) 男子用と女子用とを区分した共同便所を各階に設け、宿泊定員及び旅館業の施設の構造に応じて区規則で定める数の便器を各階に設置すること。ただし、便所を付設している客室のみで構成される階については、この限りでない。

(イ) 共同便所は、宿泊者の利用しやすい位置に設けること。

(ウ) 共同便所の大便器は、個室に設置すること。

(10) 共同洗面所を設ける場合には、区規則で定める数の給水栓を設置するほか、宿泊者の利用しやすい位置によるものであること。

(11) 客室は、次の要件を満たすこと。

ア 出入口及び窓は、鍵をかけることができるものであること。

イ 出入口及び窓を除き、客室と他の客室、廊下等との境は、壁造りであること。

(12) 総客室の延床面積は、200平方メートル以上であること。

(簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)

**第10条** 政令第1条第2項第7号の条例で定める簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 1客室の区規則で定める構造部分の合計床面積は、区規則で定める面積以上であること。
- (2) 客室の区規則で定める構造部分の合計延床面積は、政令第1条第2項第1号に規定する面積以上であること。この場合において、押入等の収納設備の水平投影面積は、当該合計延床面積に算入しない。
- (3) 階層式寝台を設ける場合は、2層とすること。
- (4) 階層式寝台の上段に安全かつ容易に登ることができる構造とすること。
- (5) 多数人で共用しない客室を設ける場合には、その客室の延床面積は、総客室の延床面積の2分の1未満とすること。
- (6) 客室（多数人で共用しない客室を除く。）の区画を男子用と女子用とに区分すること。
- (7) 便所は、次の基準によること。
  - ア 防虫及び防臭の設備並びに手洗設備を有すること。
  - イ 共同便所の基準は、次のとおりとする。
    - (ア) 男子用と女子用とを区分した共同便所を各階に設け、宿泊定員及び旅館業の施設の構造に応じて区規則で定める数の便器を各階に設置すること。ただし、便所を付設している客室（多数人で共用しない客室に限る。）のみで構成される階については、この限りでない。
    - (イ) 共同便所は、宿泊者の利用しやすい位置に設けること。
    - (ウ) 共同便所の大便器は、個室に設置すること。

2 前条第1号、第3号、第4号（アを除く。）、第5号から第8号まで及び第10号から第12号までの規定は、簡易宿所営業の施設について準用する。

（下宿営業の施設の構造設備の基準）

**第11条** 政令第1条第3項第5号の条例で定める下宿営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 1客室の区規則で定める構造部分の合計床面積は、区規則で定める面積以上であること。
- (2) 各客室には、押入を設けること。

2 第9条第3号、第4号イ及び第7号から第11号までの規定は、下宿営業の施設について準用する。

（衛生措置基準の特例）

**第12条** 区長は、旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の施設のうち、季節的に利用されるものその他特別の事情があるものについては、公衆衛生の維持に支障がないと認められる場合に限り、区規則で、第5条に規定する措置の基準に関し特例を定めることができる。

(指導、勧告等)

**第13条** 区長は、旅館業の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、営業者に対し、その運営について必要な指導、勧告及び助言をすることができる。

(違反者の公表)

**第14条** 区長は、法第7条の2及び法第8条の規定による命令に違反した営業者の名称、当該命令に係る施設の住所及び名称、違反内容その他の区規則で定める事項を公表する。

(委任)

**第15条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、区規則で定める。

#### 附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成27年12月9日条例第32号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の千代田区旅館業法施行条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理するものから適用し、同日前までに申請を受理したものについては、なお従前の例による。

#### 附 則 (平成30年3月23日条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年6月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の千代田区旅館業法施行条例第8条、第9条第4号ア、同条第6号、同条第10号、第10条第1項第4号の規定は、この条例の施行の日以後に申請するものから適用し、同日前までに申請したものについては、なお従前の例による。

#### 附 則 (令和2年10月16日条例第21号)

(施行期日)

- 1 この条例は、千代田区規則で定める日から施行する。(令2規則50・令3.1.15施行)

(経過措置)

- 2 改正後の第9条から第12条までの規定は、この条例の施行の日以後に旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する営業許可の申請（以下「申請」という。）に係る旅館業の施設について適用し、同日前までの申請に係るものについては、なお従前の例による。

**附 則（令和5年12月13日条例第30号）**

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

**附 則（令和8年3月23日条例第7号）**

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第9条及び第10条の規定は、この条例の施行の日以後の旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可の申請（以下「申請」という。）に係る旅館業の施設について適用し、同日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。